

公益財団法人岡山市町村振興協会 協働のまちづくり推進助成金交付要綱

改正令和 4年4月1日

平成30年4月1日

平成24年4月1日

要綱第4号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人岡山市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、この法人の市町村振興事業助成に関する規程（以下「市町村振興助成規程」という。）第3条第3項及び第8条第2項の規定に基づき、市町村が実施する地域住民との協働によるまちづくり事業を支援するため、経費の一部について予算の定める範囲により、助成することを目的とする。

(助成対象事業、補助率等)

第2条 助成の対象となる事業（以下「対象事業」という。）及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

2 対象事業に係る事業費であっても、次の各号の経費は助成の対象から除く。

- (1) 職員の給与及び旅費
- (2) 飲食費等（お茶代は除く）
- (3) 領収書等によって確認できない経費
- (4) 前各号のほか、助成の対象として適切でないと認められる経費

(交付申請)

第3条 別表に定める事業について助成金を申請する市町村は、助成金交付申請書（様式第1号）を毎年12月末日までに理事長に提出するものとする。

(交付決定)

第4条 理事長は、前条の規定により提出された助成金交付申請書を審査し、助成金の助成額を決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめこの法人の企画運営会議の審議を経なければならない。

3 理事長は、第1項により助成額を決定したときは、速やかに申請者に交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付請求)

第5条 交付決定を受けた市町村は、その決定内容に従い交付請求書（様式第3号）により、理事長へ請求を行うものとする。

(交付)

第6条 理事長は、交付請求があった場合、市町村へ助成金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条の2 交付を受けた市町村は、事業年度が終了した後、実績報告（様式第4号）により、理事長へ報告を行うものとする。

2 理事長は、市町村へ関係書類等の提出を求めることができる。

3 理事長は、実績報告に基づき、市町村へ交付金の返還を求めることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助率	事業数及び限度額 (1市町村あたり)	協働によるまちづくり事業の 助成対象事業
事業費の1/2 以内	5事業まで 助成限度額合計 180万円	自治振興事業、 商業振興事業 観光振興事業、 福祉対策事業 少子化対策事業、 青少年育成事業 緑化対策事業、 文化振興事業 防災対策事業、 防犯対策事業 環境対策事業